

はじめに

今年20歳になる息子が自閉症と診断されたのは3歳の時です。

そのころの私は、息子のすさまじい自傷行為でガラスの破片が散乱し荒れ放題になった我が家で途方に暮れる日々を送っていました。

一見聡明そうなわが子の障害を理解してくれる人は周りにはおらず、誰かが助けてくれるのを待っていても子どもが適切な支援を受けられることはありませんでした。

殆どの園からは断られ、唯一受け入れてくれた園からは親子のスキンシップとしつけのせいにされることが多く、小学校ではすさまじいじめにさらされ、教師からの理解は得られず、申し送りもなく孤立した状態で、そんな自分がいやになり息子が荒れたこともありました。

同じ自閉症児の親たちからも、その当時、まれにいるケース（今で言うところの「高機能自閉症」）として浮いた存在で、息子の可能性を信じて彼への支援について話しても、話がかみ合うことはありませんでした。

私だけで社会の仕組みを変えることは難しく、社会福祉の支援が受けにくい我が子の将来に不安を抱えていた私は、同じ悩みを抱えている親を探しましたが、見つけることはできず、連携して我が子の支援を進めてくれた主治医を介してやっと同じ悩みを抱えている親と出会うことができ、その時知り合った10人の親で会を立ち上げました。

この会は、私たち親子にとって大きな力となりました。

専門家と開催した教育関係者向けの具体的な支援についてのセミナーで子どもたちへの支援の輪を広げることができ、やがて支援態勢が整うと本人活動へ発展していきました。

いろいろな年齢層の親と触れ合うことで子ども達のライフステージに沿った支援の為の視野が広がり、子どもたちの変化を素直に喜べるゆとりがもてるようにもなりました。しかし、親の会は、親や子どもたちの支援にとって大きな力になることが可能ですが、個々のニーズだけを優先すると成り立ちません。子どもたちをとりまく地域が変わらないと子どもたちの支援が成り立たないという視点で活動を進め、問題意識を共有できるよう心掛け、その為の活動が特定の人負担で成り立たないように活動を明確にし、誰もが協力しやすい運営を心掛けるべきです。

さらに活動を展開していくと、費用の問題や人材の確保などの問題が起こってきますし、継続した活動を進めるために人材を育成する必要が生じてきます。

親の会がいろいろな問題を乗り越え、各会との連携がなされ、点の支援から線の支援に、やがて面の支援に発展しすべての自閉症児・者のための厚みをもった支援を実現するためにこのマニュアルがその一助になれば幸いです。

自閉症スペクトラムへの支援ネットワーク推進事業 企画委員 伊丹英徳

はじめに

1. 高機能自閉症・アスペルガー症候群とその支援	1
2. グループの目的と意義	4
3. グループを立ち上げよう	5
4. 継続するためのコツと注意点	19
5. 助成金を利用しよう	29
6. 発達障害者支援センター一覧	32
7. 高機能自閉症・アスペルガー症候群 活動グループ	33

あとがき

1. 当事者が語る内的世界

ある成人のアスペルガー症候群のOさんは、「私の取り扱い説明書」と題して、以下のような文章を書いています。彼らの内的な世界の一端が垣間見えると思います。

喫茶店で誰かと話をする時に大変さを感じますか？私は喫茶店に入ったとたん声を出す事もできなくなってしまうことがあります。目の前に座っている「あなた」のお話に集中できればいいのですが、

照明	換気扇	
隣席の人の様子や声	タバコのおい	窓の外、隣のビル
ずっと向こうの席の人の身ぶり手ぶり	壁の絵	
ウェイトレスの動き	厨房の音と匂い	
床の模様		

などを見たり感じたりして、それをシャットアウトしながらあなたのお話にはフォーカスを合わせる事が難しいことがあります。隣の人の声が大きかったらそれだけでめまいを感じるくらいの情報過多です。

もし、うまく集中できたとしても、あなたは

声のトーンを調節したり、表情を変えたり
 ゼスチャーを使ったり、髪の毛を触ったり
 珈琲を飲んだり、カップをカチャリと置いたり

たくさんの情報を発信しています。それらには重要な意味があったり何の意味もなかったりするのでしょう。お話をうまく聞く事ができて、そこから文字にできる情報を抽出しても、そこには比喩や隠喩やいわずもがなの常識が含まれていて「文字どおり」ではありません。こうして多すぎる入力情報を処理している間に話題は移り変わっていきます。

私が何か言おうとした時には、文章や言い回しを推敲し、表情や身ぶりを考え、声の大きさと抑揚をコントロールし、隣席の人とウェイトレスの様子や位置を視野にいれて、やっと話したときには本当に言いたかった事からはかけ離れています。不自然さを感じさせてしまうかもしれません。実のある話もできないまま店を出る時間になります。あまり喋らなかったのにぐったりと疲れています。

客観的な自己分析によるこの文章にどのような感想をもたれましたか。なかなかイメージしにくい彼らの世界が、とてもリアルに描き出されていると思いませんか？意識に入ってくる事柄がバラバラに書かれているところなどは、「なるほど、そんな風を感じているのか」と納得できます。普段、我々が意識しない事柄に、それぞれ個別に注意を払っている様子が見て取れます。改めて考えてみると、我々は、無数の刺激に囲まれて生活しています。しかもそれらの刺激は時々刻々と変化しているので、その複雑さは計り知れません。Oさんは、この文章に関し、次のように解説を付け加えています。「普通の人々はいらないものを除き、重点を置くものを選び、ひとまとめの情報として判断する（個々の矛盾は無視される）。しかし、自分は個々の情報を個別に判定する。いらない情報について考えたり、数が多すぎて見落とす情報もある（ただし、全体の印象にはとらわれない）。ここまで書いてみて、普通の人々は最初から一つの場面を、複数の要素に分けることがないのだと思いました。最初から情報が多すぎるのだから自閉者には順序立てて整理された情報を

渡すと理解しやすい。一つひとつの判断を間違えうわけではないから」と。

我々はOさんのように、環境の複雑さを特に意識せず、瞬時に、もしくは無意識に意味を読み取っています。それは、無数に輝く星空から、意味のある星座をすばやく見つけ出すごとくです。新しい星座を見つけるのは苦勞します。一つひとつの星に注意を払いながら、時間をかけてやっとその全体像が見えてくるわけですから。これと同じような現象が日常生活で生じているとしたら、とても大変なことです。いつ何時も意識を集中しなければ、意味を読み取ることが難しいからです。およそ直感的ではないのです。

さらにOさんは、興味深いことを言います。「僕たちは、『自閉』と言われていますが、違和感を感じます。どちらかという『自開』の方が正しいと思います」と。先ほど述べた様に、我々は無数の刺激から、文脈に沿った情報をまとめ上げることが可能ですが、このことは裏を返せば、必要のない情報を上手に削除していることを示しています。どの情報が必要で、どれが必要でないのかを無意識に取捨選択することが困難で、いつもできる限り、周囲の情報に注意を払うその態度は、逆説的ですが、たしかに「開かれている」と言えます。多くの選択肢は、一見、自由なようですが、実はそうではなく自由を奪われることを示唆します。Oさんは「どうしてあの音や、もしくはあの形に普通の人々は気づかないのだろうか」と不思議だったと言います。

たくさん刺激の中からあるものを選んだり、複数想定される行為の中から、文脈に合ったものを一つ選び出すには、何らかの「基準」が必要です。彼らは、社会に潜在する目に見えない「基準」を獲得していないか、もしくはまだうまく使いこなせないために、立ち往生しているのかもしれませんが。この「基準」は、社会の中で、また対人的なやり取りの中で、年齢の小さなときから少しずつ身につけていくしかありません。早期からの継続的なサポートが必要なのはこのためです。

2. 暗黙の了解がつかめないということ

以上のように、他者の心の推測には、単純な因果関係では解けない複雑さが伴います。同時に変化するいくつもの要素から関係(=意味)をすばやく察知しなければならないですし、さらにまた、「顔で笑って心で泣いて」という具合に、目に見える行動と心の内容は矛盾することは多々あります。このような複雑さゆえに、彼らが心を推測しようという態度をいくら持っていても、うまく相手を理解できないこともあるのです。心を理解しようとする気持ちと実際に理解できることとの間に乖離があるのです。先ほどのOさんの内省報告はとても論理的です。しかし論理だけでは、たくさん可能性におぼれてしまい、それを一つひとつ吟味している間に、長い時間が過ぎてしまうことは、上述の文章で分かると思います。他者の意図を一生懸命理解しようと努めているだけに、それに失敗したときの落胆は大きなものになります。

例えば会話場面においては、言葉、表情、しぐさなどから相手の心を推測するわけですが、その際、彼らが理解しやすいようにするには、話すテーマが絞られていたり、方向性が明確になっていると、考えるべき要素が絞り込めて、少し楽になると推測されます。そのようなちょっとした手助けが功を奏することがあります。また、絞られた情報を少し吟味して考える時間を確保してあげるともっと良いと思います。少し待つことです。ちょっとした時間をかければ、絞り込まれた複数の仮説を論理的に検討し、社会的に妥当な答えに到達しえるかもしれないのです。しかし実際は、普通の日常の会話であればなおさら、そのような時間的な余裕は案外少ないものです。その余裕がなければ、どうなるでしょうか。

彼らと我々の違いは、ほんの少しなのですが、社会的な場面では大きな障害となっていきます。このような困難さが積み重なっていくと、結果的に、意味の集合体であるところの「暗黙の了解」の獲得が遅れることになってしまいます。

3. 支援の基底にあるもの

〇さんはある日、定例の勉強会で、私にこう言いました。「みんなには『心の理論（他者の意図や気持ちを理解するための理論体系）』があるのに、ならばなぜ僕らの気持ちが分からないのでしょうか？」と。これには返す言葉がありませんでした。本当にそうです。自分は他者の意図や気持ちを十分に理解できていると、無反省に思い込んでいたことを自覚しました。感じ方、考え方が少し違うだけの彼らのことを自分は何も分かってはいなかったのです。彼らが我々を理解しづらいと思うことと、我々が彼らのことを理解しづらいと思うことは、全く同義であり、この観点から互いに対等とも言えます。その時から私は、彼らが語る彼らの世界のことを、自分の価値観をなるべく持ち込まずにじっくりと味わってみたいと思いはじめました。〇さんと私は、繰り返される長い議論を経て、自分と他者との共通点と相違点に気づいていきます。

「まず知ってもらいたいのは自閉症でも知的障害があっても健常者でも、本人に見えている世界がその人にとってノーマルで普通であたりまえだってこと。あなたが自分の見ている世界のことを正常で標準の世界だと思っているのと同じくらいに。そしてあなたと僕たちを隔てる明確な線はどこにも見えないってこと」

他者との対話を通して、初めて彼らは自分を知るのです。当然このことは、我々にもあてはまることです。冒頭で紹介した文章も、実は学生も交えた数回に及ぶ勉強会を通して、〇さんが認識するに至ったことなのです。私は、ここに自己認知も含めた支援の基本があると思います。彼らが学ばなければならないのと同様に、我々も彼らについて学び、心の内容を互いに提示しあって、たゆまぬ確認作業しなければならないのです。共感とはそのようなやり取りの積み重ねの上に実現可能なものだと思います。特別な支援の前に、まずはごく当たり前の小さな支援からはじめましょう。

この冊子を読まれている皆さんは、当事者・保護者・支援者のいずれであるにかかわらず、既に、地域の中で生活していくために一人ひとりがとても大きな努力をしていると思います。しかし、個人の努力では如何ともしがたい場面に遭遇したり、無力感を感じられたりしたことが必ずあるのではないかと思います。では、どうすればいいのでしょうか。

昔から「三人寄れば文殊の知恵」ということわざや「三本の矢」のエピソードなど、みんなで力を合わせれば物事の解決が容易であったり力強いものであると言われています。個人の努力で難しいことであるならば、みんなで集まってグループを作ってみることで解決できることはたくさんあるのではないのでしょうか。

高機能自閉症・アスペルガー症候群の人たちの「違い」は見た目で分かりにくいいため、周囲の理解を得ることの難しさを持っています。しかし、グループで活動することにより、一人ひとりとは違っていても共通の困難さを分かってもらいやすくなり、グループを作るだけで地域での支援のきっかけとなり、啓発にもなります。つまり、社会に向けての一般市民との「広がり」のある「協働」の仕組みを構築し、地域状況を変える「うねり」ある支援活動となります。

更に、グループを作ることで、高機能自閉症やアスペルガー症候群の本人や家族が「あったらいいな」と願うことを、一人で背負うのでは荷が重すぎることもみんなで背負うことで軽くなり、同じ状況の人たちが集まることで孤立してしまうこともなく心強い安心できる居場所が出来ることとなります。

また、知的障害を伴う自閉症の人たちの集まりの中で、高機能自閉症・アスペルガー症候群の集まりを作り共に活動することで、双方に共通する「社会性」「コミュニケーション」「イマジネーション」それぞれの困難さをよりいっそう鮮明に理解することができ、社会の中での生きづらさを地域の人々に理解してもらいやすくなります。

自閉症はもちろんのこと、高機能自閉症、アスペルガー症候群の人たちは、多くの人たちと「同じ」ように、自分の人生を自分の手で作り上げる「力」も持っています。今後、周囲の人たちが障害特性を知り、適切な対応を心がけていくことにより、生活がしやすくなると言われていることを考えると、グループを作ることで、人が集い、人が繋がり、そして情報が集まり、そこに新たな叡智が生まれ、豊かな未来への第一歩が刻まれることとなります。

皆さん、まずはグループを作ってみませんか。

3

グループを立ち上げよう

1. はじめに

仲間たちとグループ活動を始めようとしても、初めての場合は、どこからどのようにグループ活動を立ち上げていったらよいか、ノウハウがなかなか分からないものです。

そこで、このマニュアルでは、初めてグループ活動を立ち上げるにあたっての、大まかな道筋について説明します。

グループ活動は、自閉症協会の活動で知り合った人や、療育機関で出会った人たち、子どもが通学する学校で出会った人たちが集まって、「何か一緒にグループ活動をしましょう」という話し合いをすることから始まります。最初に声を上げた人を中心に、3人くらいの仲間がいれば活動は十分に始めていけます。始めのうちは、親だけの茶話会や準備会などを数回重ねながら、焦らず、ゆっくりと仲間を増やしていくことが大切です。

どのようにグループを立ち上げていったら良いのかということについては、それぞれの地域の現状や中心となるメンバーの状況によって、違いがあるでしょう。

グループを立ち上げるメンバー同士で、人的な要素や活動場所、あるいはどんな活動にしたいかという大まかなイメージについて、お互いに話し合みましょう。

2. グループ立ち上げの道筋

ステップ1 グループの中心になるメンバーで話し合い、茶話会やミニ集会などを開催しよう

最初は3人くらいの集まりから始め、その人たちが中心になり、「グループを作りたい」という声を上げることです。

次に、地域の専門家（地域で療育活動にあたる人や研究者、あるいは学校、教育関係者等）に相談し、「活動を支援してもらいたい」と協力をお願いします。専門家の協力が得られたら、まずは茶話会などに参加してもらいましょう。専門家と一緒に、どのような活動ができるかを話し合ってみます。

もちろん、必ずしも初めから専門家の協力が必要というわけではありません。どうしても、専門家の協力が得られない場合は、自分たちだけで、無理なくどのような活動が行なえるか、十分に話し合ってみてください。また、「地域で協力してくれる専門家を探す」ことを、グループ活動のはじめの計画としても良いでしょう。

*ワンポイント………専門家といっても、どこに働きかければ良いの？

地域に「発達障害者支援センター」があれば問い合わせしてみましょう。ない場合は、保健所や精神衛生保健センター、自治体の障害福祉課などに問い合わせしてみましょう。

ステップ2 定期的な集会を設け、メンバー同士の信頼関係を作ろう

親の茶話会や研修会などを数回重ね活動が軌道にのってきたら、障害者本人が参加できるような行事を行なってみることにについて話し合ってみましょう。茶話会や研修会は、地域の公的な施設等を利用し、ある程度決まった場所で毎月の定例会のような形で進めることが良いでしょう。「毎月第2水曜日の午後1時より、〇〇センターで集まる」というように、定例化することをおすすめします。

なじみの場所でなじみの顔が集まり、日頃の悩みや思いについて語りながら、先輩の親や専門家からの助言をもらいながら、メンバー同士が仲良くなっていくことが大切です。

*ワンポイント……………地域の公的な施設について

市や県の公民館、療育センターなどの公共施設の会議室は、その自治体内のグループ活動を行なっている団体として登録していると、使用料が無料あるいは減免される場合があります。活動費を抑えるためにも、そうした制度がないか自治体に問い合わせてみましょう。

ステップ3 具体的な活動計画を立てよう

数回の活動を継続したら、少しずつ自分たちがこれからどんな活動をしてみたいかということについて、具体的な相談を始めましょう。できるだけ専門家や支援者にも同席してもらい、客観的な意見や具体的な内容、運営方法について助言をしてもらうようにすることが大切です。

あまり活動回数が頻繁にならないように注意しながら、定例会や行事の準備会、作業日等（印刷物や郵送物の準備）を月に1～2度くらいのペースで行えるよう、無理のない形で活動を始めましょう。また、このあたりで活動の内容や目的について（例えば障害者本人の活動を主体とするのか、親たちの活動を主体とするのかなど）、少しずつ明確にしていきます。

*ワンポイント……………活動を長く継続するために

はじめからあまり張り切って、「あれも、これもやりたい！」と計画すると、活動回数が増えて会の中心となるメンバーに思わぬ負荷がかかることがあります。途中で息切れしないためにも、はじめは欲張らずに、あくまでも負担に感じないペース（活動日は月に〇回までか）を決めて、それでできる範囲での活動から行ないましょう。

ステップ4 グループ活動の主旨や目的を明確化し、活動の方向性を決めよう

初めは、「親のなかま作り活動」から何となくスタートしたグループも、長く活動を継続していく上では、活動の目的や内容、運営方法などについて、ある程度明らかにしておく必要があります。最低限でも、以下のことについては十分に話し合っておく必要があるでしょう。

1) 会の運営について

- ・運営の役割分担………代表者、会計、名簿管理、広報、印刷、その他の作業などの担当責任者・係りの分担について
- ・会費について………活動に必要な経費の算出と半年～1年間程度の予算の見通し、会費の集め方、管理の仕方について
- ・活動のルールについて………会員が増えるに従って、会としての規範を事前に明らかにしておく必要があります。会員同士がお互いに気持ち良く活動に参加できるようにするためにも、前もって活動のルールを決めておきましょう。
- ・会員の参加資格について………診断の有無、年齢制限など、必ずしも制限を設ける必要はありませんが、本人を主体とした活動や、療育支援を行なう場合は前もって決めておいた方が良いでしょう。

2) 活動目的について

- ・活動の主体………「親の仲間作り活動」・「当事者本人の活動」のどちらを中心に進めていくのかなど
- ・活動の目的………療育・教育支援、居場所・仲間作り、自治体への働きかけ、障害特性や支援方法に関する勉強会、支援者を育成する………e.t.c
- ・活動方法………会報作り、療育グループ、野外・外出活動、定例会・茶話会、専門家の講演会開催、トレーニングセミナー、シンポジウム

3) 活動に必要なインフラについて（このすべてが必要ではありませんが、参考として）

- ・活動拠点となる地域
- ・活動場所の借用とその費用
- ・印刷機・コピー機・パソコン周辺機器等の借用
- ・文房具（筆記具、コピー紙、名札、………e.t.c）の仕入れと保管
- ・導入する療育プログラムや指導者、療育資材の借用または仕入れと保管
- ・会員同士連絡方法など

*ワンポイント………「当事者本人の活動」を上手に進めるために

まずは、どのような目的で、どのような内容方法で運営するのかについて十分な検討を行ってみましょう。始める際には、少人数のグループで実際の活動を行ってみます。メンバーの年齢や状況を見ながら、親以外の支援者にも協力してもらい、できるだけ多くの会員が楽しく参加できるような計画を準備しましょう。活動に必要な費用などについては十分に話し合しましょう。

ステップ5 会のパンフレットや会報を作ろう

さらに自分たちの活動を充実させ、少しでも多くの人たちと協力しながら、活動を少しずつ広げていくためには、自分たちの活動を多くの人に知ってもらうことが大切です。

活動の主旨や目的、あるいは会のシステムやプログラム・会費や会則などを、少しずつ整備し、その内容をパンフレットや会の活動を紹介する会報等を通じて、会のメンバーから外部の人等に自分たちの活動について知ってもらうことも一つの方法です。

また、マスメディアやインターネットを通じて活動をPRする場合、入会の問い合わせや会の内容についての紹介が殺到することも予想されます。PRの仕方や方法、入会の問い合わせの窓口についても準備をしておく必要があります。会に関する問い合わせや入会窓口は、hot-mailやプリペード式携帯などを利用し、なるべく特定の人やその家族に負担がかからないように配慮する必要もあるでしょう。

ステップ6 作業の分担とマニュアル化をしよう

会の運営に必要な作業を少しずつ分担し見通しを持って運営できるようにするため、また、誰でも簡単に受け継いでいけるように作業の内容をマニュアル化することが必要です。

仕事の内容をマニュアル化することで自分たちの活動の中身が見直され、特定の人ばかりに作業や運営の付加が集中しないように十分に配慮しましょう。

ステップ7 「楽しい雰囲気づくり」・「楽しいプログラム」を準備する

活動を継続していくことに重要なのは、活動を楽しく、かつスムーズに行なっていくことです。「食べる」ことや「お出かけ企画」など、誰もがある程度楽しめる活動を定期的に取り入れ、楽しい雰囲気づくりをすることが会の活動を続ける重要な要素となります。

活動を楽しく、スムーズに行なうために、最も重要なのは事前の話し合いと準備作業を十分に行なうことです。余裕を持った準備期間、無理のない活動内容について十分検討しましょう。

***ワンポイント………事前の準備が大切**

どんなに入念な準備を進めても、予定外のことが起きる場合もあります。

多少の予定外のことが起きることをなるべく事前に考え出しておき、その対応方法を準備するなど、柔軟に対応できるよう十分に準備を進めておきます。(晴天・雨天・荒天の場合のスケジュールの準備をする。スケジュールの変更方法、中止のタイミングについて事前に明確化しておくことなど)

ステップ8 支援者の募集や養成をしよう

特に本人活動を進めていく場合は、専門家やボランティアなどの支援者の募集を行なって、活動に参加してもらうことが望ましいでしょう。親を中心として支援を行なうこともできますが、例えば学生のボランティアを募って、家族以外の人で本人に年齢の近いお兄さんやお姉さんとの交流をすることは子どもや青年にとって良い経験になるでしょう。

ただしその場合は、高機能広汎性発達障害についての理解と支援に関する研修等を十分に行なって、自閉症の特性や支援の方法について、ある程度の理解を持ってもらうことが必要になります。支援者・ボランティアの研修については、専門家の協力を得るなどして、様々な支援の方法やアイデアについて学ぶ機会を設けましょう。

3. “楽しい活動” ができていれば、少しずつ仲間は増える

最初は少人数で始めた活動でも「楽しい活動」が継続されていれば、会のメンバーに加わる人も少しずつ増えていきます。大きなグループになるほど、様々な課題やトラブルも少しずつ現れてきますが、メンバーの知恵と十分な話し合いで活動を修正していきましょう。

予測されるトラブルについて検討しよう

- ・メンバーから活動内容に対する不満が出る……………メンバー同士のコミュニケーションが十分にとれていますか？定例会や会報を利用し、活動計画・報告を毎回行ないましょう。参加者や活動に参加しなかった人の意見も聞き、活動内容に反映させましょう。
- ・会費に対する不満……………活動内容が広がってくると、会費の値上げや活動費の徴収に伴った不満が出ます。定期的（あるいは活動毎）に会計報告を行ないましょう。
- ・個人情報の扱いについて……………会のメンバーであることを、会員外の人に知られたくない人や、会員に対しても住所や電話番号、メールアドレスなどの個人情報をあまり知られたくないと考えている人も多くいます。名簿の公開・非公開や、会の内部の情報を誰に対して話して良いかなどは事前にルールを決めておき、会の代表者は参加者の個人情報の取り扱いに十分配慮しましょう。
- ・作業の負担が偏る……………前述したように、作業の分担を明確化、マニュアル化しておくことが有効です。

*ワンポイント……………作業の負担は偏ってしまうもの

会の運営作業に多く関われる人もいれば、家庭事情などでどうしても作業に協力できない人もいます。できない人に、会の一員だからといって無理矢理作業を押し付けることは「楽しい活動」を継続させるのを難しくします。お互いに、障害者を家族に持つものどうしだということを忘れてはいけません。基本的に作業の分担は「やりたい人・できる人」が、「無理なくできることをだけやる」と考えましょう。

4. 本人活動をする上で

「当事者による本人活動」を進めていく場合は、下記のことについて十分に配慮して運営を進めていきましょう。

- ①メンバーが増えてきた場合、1グループの人数を7～8人以上にしないようにしましょう。それ以上の人数になる場合は、グループを分割して人数を調整しましょう。
- ②できるだけ発達年齢が近い人同士でグループを作りましょう。

- ③興味関心が共通する人同士や性格特性が似ている人同士が、なるべく同じグループになるように配慮しましょう。
- ④スケジュール（活動内容や時刻などの予定）を明確にし、なるべく同じメンバーで同じ場所に集まり、メンバーにとってなじみのある活動を準備しましょう。
- ⑤メンバー一人ひとりの「その人にとっての楽しみや参加スタイル」を最大限尊重しましょう。自分以外の参加者の意見も聞いて、みんなが楽しめるように工夫しましょう。
- ⑥重要な決定事項（活動の日時、集合場所、会費、欠席・遅刻する場合の連絡先、スケジュール、ルール等）は、文書を作成して配布し、参加者全員に対して知らせるようにしましょう。
- ⑦個人情報の取り扱いには十分気をつけましょう。会の活動で知り得た他人の個人的な情報を会の活動以外の目的で流用したり、支援者以外の第三者に知られないように充分気をつけましょう。

※ 【付録】

グループを立ち上げる際に必要な文書の例を紹介します。

付録のリスト

- 付録1 入会申込書（親向けの会）の例
- 付録2 入会申込書（支援者、賛助会員向け）の例
- 付録3 会則の例
- 付録4 本人支援活動、保育活動用の事前アンケート（幼児～小学生用）の例
- 付録5 本人による当事者会、入会申込書、自己紹介カードの例

〇〇の会 入会申込書(親の会向け)

私は、〇〇の会の目的に賛同し入会を希望します。

自分の名前や連絡先を名簿で 公開することを了承します。
公開は望みません。 …該当する方を○で囲む

〇〇の会 主たる会員登録者は 1.母 2.父 3.その他()

ふりがな			
保護者名	父:	印	母:
住所	〒		
電話	FAX(有・無)		
e-mail			
職業			
ふりがな			
本人氏名			
生年月日	S・H	年 月 日	性別 男・女
現在の通園・通学・通所・入所・勤務先 (学校の場合、普通、特殊学級、養護の別と学年を記入して下さい)			

* 御記入いただきました個人情報は、あくまでも会の運営(会からの連絡等)にのみ用います。それ以外の目的で流用することはありません。

用紙のスペースが余ったら……

- ・ 年会費・運営費について、金額、徴収時期・方法等の記載
 - ・ 免責事項、同意事項等について
- などの記載があると便利です。

入会受付日 年 月 日 受付サイン _____

〇〇の会 入会申込書(支援者用)

私は、〇〇の会の目的に賛同し入会を希望します。

自分の名前や連絡先を、会の名簿で 公開することを了承します。 公開は望みません。 …該当する方を○で囲む

ふりがな	
登録者名	印
住所 〒	
電 話	FAX(有・無)
e - m a i l	
職 業	
勤務先 (学校の場合、普通、特別支援級、特殊学級、養護の別を記入して下さい)	
入会目的	

* 御記入いただきました個人情報は、あくまでも会の運営(会からの連絡等)にのみ用います。それ以外の目的で流用することはありません。

入会受付日 年 月 日 受付者サイン

社団法人#####協会 ○○県支部 ◇◇の会 会則

第一条 名称

本会は◇◇の会と称し、社団法人#####協会○○県支部に属する。

第二条 事務所

本会の事務所は、社団法人日本自閉症協会○○県支部内に置く。

第三条 会員

本会は、日本自閉症協会○○県支部の会員と高機能自閉症児・者の親や関わりを持つ人で組織する。

第四条 目的

高機能自閉症児・者の親や関わりを持つ人が交流や意見・情報交換を通して、障害に対する正しい知識を学び、理解を深めることを目的とする。

第五条 事業

本会は目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のため、勉強会や講演会等を開催する。
- (2) 会員や障害者の親睦を目的とする行事の開催及び助成。
- (3) 施設、学校等の見学会の開催及び助成
- (4) 勉強会や講演会等に関連した資料の送付の助成
- (5) 会員の研修・研究のための助成
- (6) その他本会の活動上の雑務の助成

第六条 役員

代表	1名
副代表	2名以上
顧問	1名以上
会計	2名
会計監査	1名
書記	2名
名簿・会員登録管理者	1名

各役員は会員より選出し、定例会等で承認を得るものとする。

第七条 役員任務

代表は会務を統括する。

副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはこれに変わる。

会計は会費の出納に関する事務を行う。

会計監査は会費出納について監査する。

書記は会務の連絡及び記録を行う。

名簿・会員登録管理者は、新入会員の登録及び名簿管理に関する事務を行う。

第八条 会費

(1) 自閉症協会〇〇県支部に既に入会している場合、年会費は■■■円

(2) 日本自閉症協会の会員で他県支部の会員の場合、年会費 △△円

(3) 日本自閉症協会入会せず◇◇の会のみ参加の場合、年会費 ××円

(4) また、資料の郵送費として会員一人につき年間\$\$円を年度の初めに徴収する。

第九条 経費

本会の経費は会費その他を持って支出する。

第十条 付記

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

本会会則は、役員の決議において改正することができる。

本会の会則の他に内規を作ることができる。内規は役員の決議により制定、改正ができる。

〇〇グループ活動用 保育表

(記入 平成 年 月)

会員 No. -1p

ふりがな			
保護者名	父:	母:	
住所 〒			
電 話	FAX(有・無)		
e - m a i l			
緊急連絡先	(名義人)		
職 業			
ふりがな			
障害者(本人) 氏 名			
生 年 月 日	S・H 年 月 日	性別	男 ・ 女
通園・通学(学校の場合、普通、特殊学級、養護の別と学年を記入して下さい)			
自己紹介・現在の状況など			
どのようなお子さんですか？			
(性格)			
(長所)			
(短所)			
(家庭での接し方など)			

<p>多動はありますか？ はい ・ いいえ</p> <p>「はい」の場合、具体的に(例 部屋の中にずっといられず外に飛び出す)</p>
<p>こだわりはありますか？ はい ・ いいえ</p> <p>「はい」の場合、具体的に(例 なんでも自分が1番先ではないと気がすまない)</p>
<p>パニックを起こしますか？ はい(頻繁、特定の状況で必ず、時々、ごく稀に) ・ いいえ</p> <p>「はい」の場合、どのような状況でパニックになりますか？(例 要求が上手く伝えられないとき)</p>
<p>どんな状態になりますか？(例 頭を叩く自傷行為、ひっくり返って大声で叫ぶ)</p>
<p>対処方法は？(例 静かな場所で落ち着くまで一人になる。丁寧に状況説明をして諭す。)</p>
<p>やめて欲しいときの指示の仕方は？</p> <p>(例 言葉で「だめ！」と言わずに、ゆびで×印を出してみせる)</p>
<p>こちらの指示や伝えたいことを伝えやすい方法があれば、書いてください。</p> <p>(例 文字で箇条書きにする、4コマ漫画にして書いてみせる)</p>
<p>好きなことは？</p> <p>(例 電車や車の話題、読書、お絵描き、トランプ)</p>
<p>不快になる刺激は？</p> <p>(例 大きな音 人に突然触られること 特定の音や言葉)</p>
<p>その他、気をつけて欲しいこと</p>

△△の会 成人部会 入会申込書

私は、△△の会 成人部会の活動目的に賛同し、入会を希望します。

ふりがな			
本人氏名	男・女		
生年月日	S・H	年	月 日
	年齢	才	
住所 〒			
電 話	FAX(有・無)		
e - m a i l			
ふりがな			
家族氏名	(本人との関係)		
現在の社会的状況(通学・・・学校の種別、社会人・・・就労の有無、職種、在宅など)			
相談機関名			
主治医			
主治医、相談機関の連絡先			
診断名、既往症			
投薬の有無、頻度など			
問題行動と対処方法、嫌いな刺激等(具体的に)			

プロフィール(自己紹介カード)

写真 似顔絵 プリクラ	フリガナ 名前 _____ ニックネーム _____ 血液型 _____ 星座 _____ 年齢 _____ 才
趣味、好きなこと	
PR	

4

継続するためのコツと注意点

1. 役割分担を行いましょう。

活動を継続させていくためには、一人の人が多くの仕事を兼任するのではなく、複数名の仲間で、仕事を分担し、効率的に運営していく方がベターです。

主な業務には、以下のような項目があります。

《総括・運営部門》

- ・総括（代表・全体把握・自閉症協会支部との連携・他団体との連携）
- ・渉外（行政関係・専門家・ロビー活動）
- ・苦情処理

《事務・管理部門》

- ・会計
- ・会員管理（入退会の受付、名簿の作成、など）
- ・会場管理（定例会などの会場確保、当日の鍵の管理、など）
- ・チラシ作成
- ・問い合わせ管理（メール・電話・郵便処理）
- ・マスコミ対応（取材受付、原稿依頼の整理など）

《企画・運営部門》

- ・定例会企画・運営
- ・レクレーション企画・運営
- ・講演会・セミナーなど企画・運営
- ・ボランティア管理・連絡
- ・会報誌の制作
- ・講演記録、議事録など各種文書の保存

2. 部門ごとの作業マニュアルを作成しましょう。

会を継続させていくためには、後継者を育て、いつでも運営を引き継げる状態にしておくことも必要です。スムーズに役割を交代が行えるように、「会計はどのように処理するか」「問い合わせメールへの対応は」など、会運営のポイントを整理し、マニュアルを作成しておきましょう。

3. データーベース化を行いましょう。

会員からの問い合わせに答えたり、地域の状況を把握しておくためには、運営サイドみんなが情報を共有しておくことも重要です。以下の情報は、データーベース化することをオススメします。

- ・医療機関
- ・療育機関
- ・相談機関
- ・その他（学習塾・おけいこごと・スポーツクラブ・フリースクール）

4. 家族の理解を得て、父親の力も活用しましょう。

ボランティアを続けていくためには、パートナー、きょうだいなど家族の理解が不可欠です。

また、活動の主体は母親になりがちですが、父親に理解してもらい、参加を促すことにより、会の活動の幅が広がります。お父さんの協力を得ることにより、以下のようなメリットがあります。

- メリット1・野外活動・キャンプなど、アクティブな活動ができる。
- メリット2・渉外活動においては、父親からのアプローチが効果大。
- メリット3・就労問題などでは、社会経験を積んだ父親のアドバイスが必要。

5. 専門家を活動にまきこみましょう。

専門家とは、医者、病院のカウンセラー、スクールカウンセラー、言語聴覚士、作業療法士、教師、施設職員、大学教員、自閉症・発達障害支援センター職員などのこと。これらの人たちに協力を呼びかけ、定期的に活動に参加してもらいましょう。

専門家にとっては、活動に関わることにより、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群を知る機会となります。

6. ボランティアを募集しましょう。

円滑に、本人活動を行うためにはボランティアの力が不可欠です。

ボランティアの募集は、次のところにアプローチをしてみましょう。

- ・教育・心理・福祉の専攻を持つ大学や専門学校
- ・社会福祉協議会のボランティアセンター
- ・ボランティアのコーディネートを行っているNPO法人
- ・教師、スクールカウンセラー
- ・ボランティア派遣を実施している民間団体

7. 専門家と親との役割の違いを理解しましょう。

親は、活動により知識を得ることができたとしても、プロとして関わる専門家とは違います。我が子の専門家であったとしても、障害の専門家ではないのです。親としての立場を自覚し、具体的な支援は、専門家に任せる方がベターです。また、親の中で「教える側」と「教えられる側」というような垣根を作ってしまうことは危険です。自分のスタンスを常に確認しながら続けていくことが、会を円滑に持続させていくためには大切です。

8. 無理のない活動を心がけましょう。

活動を継続していると、やりたいことが増えてきて、どうしてもオーバーワークになりがちです。3月までに次年度の年間計画をたて、出来ることから少しずつやっていく方がいいでしょう。

9. 個人情報に気をつけながら、啓発活動をしましょう。

効率よく啓発を行うためには、マスコミをうまく利用することも必要です。協力体制を作るためにも、取材に協力しなければならない場合もあるでしょう。しかし、取材を受けると、協力者のプライバシーが公開されてしまう…というリスクをとまいません。マスコミへの協力は慎重に行い、協力者の個人情報を守る意識を、会として持つことが重要です。

10. 問い合わせ先を個人にしない

会の活動が大きくなると、個人の連絡先を公開するのはリスクを伴います。

無料のメールアカウント、D-FAX（メールにファックスが転送されるサービス。電話番号を公開するリスクが避けられる）（<http://www.d-fax.ne.jp/>）などを利用しましょう。

11. 渉外活動

行政関係各所に何かを訴える場合、小さなグループでは、なかなか話を聞いてくれない場合もあります。日本自閉症協会の各支部のなかには、行政関係と連携しているところや、定期的にヒヤリングを受けているところもあります。各支部と連携を取りながら、市町村に対して支援環境の整備を要求していきましょう。

12. パブリックコメント

各省庁や地方自治体が、条例や計画などを策定するときに、「パブリックコメント」（市民からの意見・提案）を募集することがあります。

これは、行政側から案を公表し、広く一般から意見を求めることで、市民のニーズを反映させるために行われます。

これまでも、「発達障害者支援法」や「特別支援教育」などについて、パブリックコメントの募集がありました。パブリックコメントを提出することで、行政サイドからヒヤリングに呼ばれたり、関係する委員会に招かれる可能性もあるので、できれば積極的にパブリックコメントを提出してみましょう。

※【付録】

付録のリスト

- 付録1 岡山県アリスの会 年間事業計画の例
- 付録2 日本自閉症協会 東京都支部 高機能自閉症・アスペルガー部会の例
- 付録3 パブリックコメント例

平成17年度事業計画

開催月	運営委員会 打ち合わせ会議 (毎月第1金曜 19:00~ 会場手配:総務)	仲間づくりグループ				広報・勉強会グループ				総務グループ		
		打ち合わせ会 総会	会場係り: 司会進行:	定例会	会場 厚生専門学院 申請時間 9:40~14:00	安全管理: 参加SV 水子進進: 武井 進行:	交流会 (第4土曜日) 9:30~12:00	交流会 (第4土曜日) 9:30~12:00	交流会 (第4土曜日) 9:30~12:00	交流会 (第4土曜日) 9:30~12:00	交流会 (第4土曜日) 9:30~12:00	交流会 (第4土曜日) 9:30~12:00
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												

付録 2

((社)日本自閉症協会 東京都支部 高機能自閉症・アスペルガー部会の例)

● 《部会のコンセプト》

東京都支部 高機能自閉症・アスペルガー部会では、「当事者主体の支援を考えていく」というコンセプトを強く打ち出しています。運営委員の半数は、発達障害をもつ成人当事者です。

また、東京と言う土地柄もあり、ネットワーク化の推進に力をいれ、その他の発達障害関連団体や、関係機関との連携を模索しています。

● 《運営》

(1) 運営委員会

→東京都支部の幹事4名を中心に、親・支援者部の運営委員3名。本人部2名の運営委員、計9名で構成されています。

必要に応じて、運営委員会を開き、会の運営について話し合っています。

(2) 事務局

→事務担当者に転送される事務局アドレス&ファックス番号を取得してあります。参加の受付や問い合わせに対応するほか、MLの管理、名簿の作成や会員へのお知らせなどの庶務を行っています。

また、交通費の清算や会計処理を行う、経理担当者がいます。

● 《親・支援者部》

(1) 定例会の開催

→月に1度、第3木曜日に定例会を開いています。参加者は、幼児～30代までの保護者の方を中心に、成人当事者、教育関係者などさまざま、毎月50～60名の参加があります。

ゲストを迎えてお話をお聞きしたり、脱線・混線ありで身近なテーマについてグループ・ミーティングを行っています。

また、アスペ成人当事者が自らの体験や意見を語る、連続プチ講座「当事者からの提言シリーズ」が大好評です。

(2) メーリングリストでの情報交換

→メーリングリストを開設しています。悩み相談、情報交換の場として活用されています。

(3) 理解啓発活動

→正しい知識を普及し、理解を求めするため、福祉・教育現場、行政機関などに積極的に提案を行なっています。

講演の依頼などが急増しているため、理解啓発活動のための、スピーカー部隊も養成していく予定です。

(4) 定期的なレクリエーション活動

→お花見・ボーリング・お楽しみ会など、親子で楽しめるレクリエーションを、定期的に企画しています。パニック・こだわりも、まったく気にしないラフな集まりです。

(5) 就労プロジェクト

→社会問題とも考えられている、発達障害者の就労について研究し、支援体制を確立するための、ネットワークの形成を目標に、就労プロジェクトを立ち上げました。

(このプロジェクトから派生した、成人の親の連絡会「いもむし」があります)

●《本人部》主な活動内容

(1) ヤング(シングル)・アスペ・チーム

→ヤングアスペ2人組みが運営する、東京都支部・自慢の部会です！

「仲間を見つけたい」「語り合いたい」「わいわい遊びたい」「冒険したい」という、ヤングの声に応えて、楽しいレクや、とことん語り合う会を開催します。

(2) 企画運営チーム

→当事者部会の運営はもちろん、「当事者から社会にどのようにアプローチしていくのか」と言う大きなテーマについても、戦略的に思考し、動いていく頭脳部隊です。

(3) 親子スペクトラムチーム

→数多く存在するスペクトラムな親子。発達障害者が発達障害児を育てる苦労や悩みについて情報交換を行ない、支援しあうためのチームです。

臨床心理士の先生にオブザーバーとして入っていただいています。

2005年 3 月 9 日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課 御中

(社)日本自閉症協会 東京都支部 支部長 日野君子
高機能自閉症・アスペルガー部会 尾崎ミオ
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8
全国心身障害児福祉財団内
TEL : 03-3232-6169 FAX : 03-3232-6171

発達障害者支援施策に関する、パブリックコメント

「発達障害者支援法」に基づく環境整備にご尽力いただき、有難うございます。発達障害者支援法の成立は、これまで支援の対象から取り残され、社会から孤立するケースも多かった発達障害者やその家族にとって、大変な朗報でした。

今後は、この法の持つ理念を実現し、具体的施策を整備していくため、私たち当事者団体からも、強く社会にアプローチしていく必要性を感じています。このような機会を設けていただいたことに感謝するとともに、主に、知的に障害のない発達障害者の支援について、僭越ながら意見を述べさせていただきます。

■ 1. 発達障害者支援法の支援対象になる、発達障害の定義について

発達障害を診断できる医師が圧倒的に不足している現状では、診断名に基づき、対象を限定することはナンセンスです。診断名のみではなく、「言語、運動の協調その他の特定の脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」とした政令案を、支持いたします。発達障害は診断が難しい障害であるということを加味し、より柔軟な対応をお願いします。また、「通常低年齢において発現するもの」という一文がありますが、ADDのような場合、低年齢においての発現が障害として自覚されにくいという問題もあるので、この点においても柔軟な対応を望みます。

上記の点を踏まえ、定義とその運用について以下のことを提案いたします。

△【乳幼児期における「発達障害」の定義と、その運用】

診断名によらず、発達に遅れがある場合は、支援の対象とみなすべき

この時期には、何より保護者の心の安定が、育児に大きな影響を及ぼします。保護者を社会的に孤立させないためには、就学以前に発達に何らかの問題が見つかった場合、確定した診断を待たずに「支援の対象」として認めることを望みます。その際、発達障害者支援法に定められているとおり、「障害児」を支援するのではなく、「発達支援」を行なうという視点が、重要であると考えます。つまり、発達障害によって、子どもの健全な育成が阻害されているという状況や、保護者の子育てに困難が生じているという状況をサポートするという視点が重要です。

△【学童期における「発達障害」の定義と、その運用】

当事者の人権を尊重したうえで支援を行なえるよう、コーディネーターが必要

乳幼児期に障害が認識されず、学童期において、発達障害による学習上・生活上の困難が顕在化してくるケースについては、慎重な対応が必要です。特に、学校などで困難が生じているが、本人や保護者が発達障害ということ認識できないでいる段階には、適切な支援に向けて、関連機関と調整をとりながら援助を行えるコーディネーターが必要となります。小学校高学年にもなると、支援の対象とみなされることで、本人のプライドが傷ついてしまう可能性も考えられます。当事者の意思を尊重しながら、適切な支援を行なえるよう、迅速な環境整備が必要です。

△【成人期における「発達障害」の定義と、その運用】

さまざまなケースに対応できるよう、特例を設ける、支援を段階別にするなどの配慮を望む

発達障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていることが明白な場合は、当事者の申し出により、身体障害、知的障害、精神障害と同様に、必要な公的支援を4月から受けられるような配慮を望みます。しかし、知的に障害のない発達障害者の中には、本人の多大な努力により生活上の困難を克服している人もいます。また、本人にはまだ自覚がないが、職場や家庭生活において特定の困難があり、発達障害が疑われる人もいます。知的に障害がない発達障害者で支援の対象となる人をどのように定めるのか、法律に定義された障害及び政令案でのその他障害の定義では、カバーできないケースがでてくるのではないかと危惧します。発達障害者については、さまざまなケースに対応できるよう、当事者団体などと協力して当事者のニーズ調査を行なうなどし、新しい施策を検討していくことが重要なポイントではないでしょうか。

■2. 発達障害の早期発見・早期の発達支・保育・教育・発達障害者の就労支援・地域での生活支援等、発達障害者支援法に基づく具体的施策について

今後の施策を考えるうえで、まず、「乳幼児期、または学童期に発達障害が判明したケース」と「既に、成人しているが発達障害が疑われるケース」に分けて考えていく必要があります。今後は、「早期発見・早期療育」「特別支援教育」などにより、発達障害児の障害特性を理解したうえで、その個性を尊重し、本来もつ力を伸ばす環境整備が目標とされていくことと認識しています。それについての具体的施策と、現在、既に成人した人の権利を守る施策、2つの視点から、施策を検討するべきです。

以上の点をふまえ、具体的な施策を提案させていただきます。

(1) 支援の対象となることを明確化する「発達障害者手帳」などの交付

前述したように、乳幼児期に発達障害と診断されても、受けられる支援は少なく、保護者の不安と負担が大きいというのが現状です。乳幼児期の、保護者の負担を軽減するためにも、発達障害者支援法の支援対象であることが明確になるように「発達障害者手帳」交付制度の導入が望ましいと思われます。しかし、手帳交付制度の導入がされるまでは、乳幼児期に限って、療育手帳の基準になっているIQが該当基準に相当しなくても、言語性に著しく遅れがある、動作性に問題があるなど、明らかに発達障害を有していると思われる場合には、療育手帳を交付するといった子どもの状態に応じた柔軟な対応をとるべきでは

ないでしょうか。

(2) 当事者のニーズを把握することの重要性

早期発見・早期療育は効果的である一方、当事者の意思や意欲を奪い、保護者が人生をコントロールしてしまうような支援を行ってしまう危険性も考えられます。当事者の人権を守り、当事者の意思に基づいて必要な支援を行なう視点が必要です。発達障害に関する施策の検討や調査・研究には、成人当事者の代表を参加させ、当事者の視点も施策や研究・調査に反映させていただきたい。

(3) 教育・福祉が連携した支援システムの構築と、教育費の援助など、一時的な施策

特別支援教育の実現に向けても、教育・福祉が連携した支援システムの構築は急務です。現在、知的に障害のない発達障害児は、“障害に応じた配慮が不十分なため、学校の勉強についていけない”“特殊学級に在籍しているが生活指導中心で、学習指導が受けられない”“不登校”などの理由で、適切な教育を受けていないケースも少なくありません。個別指導塾などを利用せざるを得ない状況ですが、こういった学校外教育機関の利用は費用が高く、経済的に余裕がない家庭では、その子どもにあった学習の機会を与えられない場合が多々あります。特別支援教育環境が整うまで、発達障害児の学ぶ権利を守るために、「教育費を援助する」「ボランティアを派遣する」など、一時的な施策が必要ではないでしょうか。

(4) ケースによって、支援費制度、ガイドヘルパーなど、現在の福祉施策の利用を認める

思春期以降は、発達障害に起因するさまざまな生活上の困難に加え、抑うつ傾向や行動障害などの2次的障害によって、さらに生活が制限されるケースが少なくありません。そこで、発達障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける場合は、身体障害・知的障害・精神障害と同様、現在、支援費支給制度や障害者地域生活支援事業にあるサービスが、必要に応じて受けられるようにしていただきたい。障害ゆえに経済的な自立が困難な人は、障害者年金の支給対象とするべきです。

(5) 本人の社会的なスキルを向上させるための支援

今後、療育期や就学期に適切な支援態勢が前進することにより、これまで問題の中心であった二次障害は減っていくことが期待されます。しかし、二次障害を受けない場合でも青年期を迎え、社会に出て行くときには、そもそもの障害ゆえに社会適応が困難という本質問題が表出します。これを解決するためには、社会がこの障害特性への理解を深めるといった歩み寄りとともに、当事者が社会的なスキルを身につけるといふ、双方からの歩み寄りが必要となります。青年期に本人の社会的なスキルを向上させるための補助的な訓練機関の拡充も必要です。

(6) 診断後の相談機関など受け皿の整備

成人の場合、診断ができる医師がほとんどいないうえに、診断された後のサポートは皆無に等しいのが現状です。サポート体制のないままの安易な診断が、当事者を苦しめている現状があります。診断後は、当事者のニーズに応じて、職場や生活において多様な支援を受けられるよう、施策整備が必要です。当面は、地域ごとの発達障害支援センター、も

しくはそれに相当する機関において、相談窓口を設け、継続した相談を行う環境整備が急務です。

(7) 地域障害者職業センターなどに、専門知識を持ったコーディネーターを置く

就労後の職場不適応から、鬱病などを患い、その治療の過程で、発達障害者と診断されるケースも少なくありません。また、転職を繰り返したり、ニートや引きこもりの状態に陥ったりする例も報告されています。発達障害者が能力を発揮し、就労を継続するためには、障害を理解してもらったうえで、職場環境を整えることが重要です。地域障害者職業センターなどに、専門的知識を持ったコーディネーターを配置、コーディネーターが本人の代弁をしたり、イニシアチブをとりながら雇用主とともに職場環境を改善するという一連の流れをもった仕組みをつくるのが、望ましいと考えます。また、本人承諾のもと、主治医がコーディネーターや雇用主に適切な助言ができるような体制も必要です。

(8) 職場において、障害による不当な差別を監視するシステムの導入

労働基準監督署は、発達障害による差別や、障害に不適切な対応が行われないように、障害者職業センターと連絡をとりながら、雇用側の主に対して、必要な調査や指導を行なうべきです。また、障害の社会的認知が高くなると同時に、新規採用で発達障害者が排除されないための仕組みをつくることも必要です。

(9) 障害者雇用率への算入

今後、発達障害への認知度が高まり、早期診断が進めば、おのずと就労前に障害を持っていることが明らかになるケースが増えてきます。障害を持っていることにより、就労に困難が生じるのを防ぐためにも、当面は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用率に算入される障害者として認められるよう配慮いただきたい。発達障害に限定了算入対象の客観的な基準としても、発達障害者支援法の支援対象者に対する「発達障害者手帳」の交付が必要ではないでしょうか。

啓発活動や専門家研修などの間接的な支援施策も必要ですが、今、早急に求められているのは直接支援です。今、ある組織を最大限に活用しつつも、予算、人的配置の面において、本人や保護者を直接支援する箇所・部門を拡充していただきたい。また、厚生労働省に「発達障害課」を設けるなどし、文部科学省や各関係機関と連携しながら、イニシアチブをとる部署を明確にさせていただくことを望みます。

以上、見えない障害に苦しんでいる、発達障害児・者の努力が報われる社会の実現を目指して、私どもも尽力していく所存です。どうぞ、今後とも、よろしく願いいたします。

5

助成金を利用しよう

一定の要件にあてはまる人が定められた届出を提出することでもらうことができるお金があります。お金を借りるわけではありませんから、返済する必要がありません。このようなお金を一般的に助成金と呼んでいます。

親の会の活動を活発にすると、会費収入だけでは、まかなえなくなってくるので助成金を有効利用しましょう。

1. 準備

1) 情報を集めよう

助成金は、何らかの助成金をもらえるケースに該当すれば、給付先から私たちの方に通知があるわけではなく、私たちが申請して初めて権利があるのです。

誰かが教えてくれるだろうと思って、何もしないでいたために、もらえるはずのお金を結局、もらえなかったということはよくあることなのです。

ですから、助成金を利用するためには、私たちが積極的に情報を集める必要があります。

・各助成金窓口とリンクを張る

助成金の内容を正確に覚えておく必要はありません。制度そのものが変わったり、支給額が変更になることがよくあるからです。ですから、どのようなケースで支給されるかおおまかに記憶し、ケースにあてはまったときに助成金の支給を予測できるようにし、各助成金窓口とリンクを張ることでその確認が容易にできるようにしておきましょう。

・身の丈にあった助成金情報

助成額に惑わされず、会の活動趣旨に沿った助成金を探しましょう。

助成金を消化するための活動であってはいけません。

活動をサポートするための「助成」金なのですから。

*NPO（特定非営利活動法人）等の法人格を取得しておいたほうが、助成金を得やすいです。法人格があると社会的な信用度がアップします。

・助成金団体の紹介

http://www.npoweb.jp/subsidy/subsidy_categ_touroku.php（一番のお勧めはココ）

http://www.akaihane.or.jp/topics/index_josei.html（赤い羽根共同募金）

<http://www.post.japanpost.jp/kifu/faq.html#faq>（例：18年度年賀寄付金関係）

<http://www.nippon-foundation.or.jp/>（日本財団）

<http://www.jfc.or.jp/>（助成財団センター）

〈全国紙新聞社関係〉

<http://www.asahi.com/information/bunkazaidan>（例：朝日新聞助成金関係）

2) 助成金の担当窓口を決めよう

会計担当が兼務している場合が多いのですが、お金のことだけではなく活動計画にも関与できる独自の窓口を設けたほうが、混乱が少ないと思います。

3) 会の活動全体で助成金を取るか、各活動内容で助成金を取るか

(各活動内容で助成金をとる方が、負荷が集中しない)

会の活動全般について助成金を申請するか、各活動（講演会・キャンプ等）で助成金を申請するか、申請は自由ですが活動全般で助成を申請した場合、年間の活動計画が変更（よくあることです）された場合、その都度変更手続きが必要です。各活動で申請した場合、その心配はなく、各グループで助成担当を置くことが可能なので、手続きが複雑にならず負担も軽くなります。

4) 活動計画を事前に吟味する必要があります

助成金を使った活動を考えるならば、実施可能な計画を早くから計画する必要があります。「でたとこ勝負」の活動では、助成の対象になりません。

また、助成金は返済する必要はないのですが、活動の報告をする義務があります。年度末の報告時に混乱しないように、活動計画を事前に吟味する必要があります。

5) 助成対象月と支給時期とのズレがあるので余裕をもった資金運営を心がける

一般的に助成金の対象活動と助成金の支給にズレがあります。年度初めからの活動に対して、6月、7月頃に支給というケースが多いようで、なかには、活動終了後支給という団体もありますので、余裕を持った資金運営を心がける必要があります。

すべて助成金でまかなう活動は、いかがなものかと思います。矛盾しているように思われるかも知れませんが、助成金だけに頼らずに支援や情報について親がコスト意識を持つことも必要です。

また、助成金が取れた時の活動と取れなかった時の活動を整理して考えておく必要もあります。

6) 助成金専用の口座を設ける

一般会計とは別に専用口座を設けましょう。

記帳時にこまめにチェックすることで出納管理が容易になりますし、会計の混乱は防げます。

最近、専用の口座の開設を要求する支給団体が増えてきましたが、銀行での団体口座開設の審査が厳しくなってきましたので、定款などを整理し事前に準備しておきましょう。

7) 助成金の対象にならない活動があるので注意しましょう

セミナーなどを企画しても会場費や機材借用費は助成金の対象になるのに、講師の謝金が対象にならないなど、活動によって助成対象にならない場合があるので事前に調査しておきましょう。

募集要項に明記している場合が多いのですが、明記されていない場合もあり、その結果、申請額が大幅にカットされるケースもありますので、その都度、担当窓口

に確認を取るようになしてください。

2. 活動中

1) 収支をこまめに行なう

助成対象の活動のチェックを行ない、年度末に混乱しないように収支をこまめに行なう必要があります。

領収書の管理と口座の記帳管理を心がけましょう。

2) 活動の記録はきちんと残しましょう

活動の記録として写真を要求する団体もありますし、細かい事業報告を要求する団体もあります。その場合、〇〇助成事業等、その活動が助成による活動である旨の表記をする必要があります。しかし、要求される、されないに関わらず、その都度記録に残すことを心がけましょう。

3) せっかくいただいた助成金なので、余ることがないように配分に注意する

やはり、身の丈に合った申請ということになるのですが、すべて助成金で賄おうとせず、「少し足りないかな」というぐらいがちょうど良いようです。

3. 活動終了時報告書

1) 提出期限を守りましょう

当然のことですが、提出納期は守りましょう。

どうしても年度末に各活動の記録を整理することになりますが、その場合、各活動の会計フォーマットを統一し、事務処理を効率よく行なうことも必要です。

2) 活動申請時と内容が変更することが多いので、担当者とのコミュニケーションはこまめに行なう

活動計画は所詮計画でしかありません。活動の修正は当然あると思ったほうが良いでしょう。その場合、担当者とのコミュニケーションはこまめに行なう必要があります。

3) 終了後も助成団体による活動報告を2～3年は続けて届けるようにしましょう

助成支給する側は、助成して良かったと思いたいものです。

4. 最後に確実に助成金をゲットできる方法とは……

あれば私が知りたいです…。しいてあげれば、

- 1) 助成金支給団体の支給意図をよく理解すること、支給する側の思惑と、利用する側の思惑が一致したときに、ゲットできる確立は多くなります。
- 2) 他にない先進的で斬新な活動は、助成支給団体の注目を引くことができます。親の会の「売り」や特徴をアピールすることが大切です。
- 3) 助成金を取得することで活動がどのように発展することができるか、当事者の支援につながるかその思いを、誠意をもって相手に伝える必要があります。すなわち、「助成し甲斐のある活動団体」を心がけてください。

6

発達障害者支援センター一覧

都道府県 指定都市名	センター名称	〒	住所	電話番号	ファックス番号
北海道	発達障害者支援センター あおいそら	041-0802	北海道函館市石川町90-7	0138-46-0851	0138-46-0857
青森県	青森県発達障害者支援センター	030-0822	青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3F	017-777-8201	017-735-1160
岩手県	岩手県発達障害者支援センター	020-0173	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口203-4	019-601-1501	019-641-7460
山形県	山形県発達障害者支援センター	999-3145	山形県上山市河崎3-7-1 総合療育訓練センター内	023-673-3314	023-673-3360
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	311-3157	茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766-37	029-219-1222	029-292-5535
栃木県	栃木県発達障害者支援センター ふおーゆう	320-8503	栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター内	028-623-6111	028-623-7255
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター まほろば	350-0813	埼玉県川越市平塚新田字東河原201-2	049-239-3553	049-233-0223
千葉県	千葉県発達障害者支援センター CAS	260-0856	千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3	043-227-8557	043-227-8559
東京都	東京都発達障害者支援センター TOSCA	156-0055	東京都世田谷区船橋1-30-9 子どもの生活研究所	03-3426-2318	03-3706-7242
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター かながわA(エース)	259-0157	神奈川県足柄上郡中井町境218 県立中井やまゆり園	0465-81-0288	0465-81-3703
富山県	富山県自閉症・発達障害者支援センター あおぞら	931-8443	富山市下飯野36	076-438-8415	076-426-1588
石川県	県発達障害者支援センター パース	920-3123	石川県金沢市福久東1丁目56番地 オフィスオーセド2F	076-257-1918	076-257-1916
長野県	長野県自閉症・発達障害者支援センター	380-0928	長野県長野市若里7-1-7	026-227-1810	026-227-1170
静岡県	静岡県こども家庭相談センター総合支援部	422-803	1 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号	054-286-9038	054-286-9098
愛知県	愛知県自閉症・発達障害者支援センター	480-0392	愛知県春日井市神屋町713-8	0568-88-0811 内線2237又は2222	0568-88-0964
三重県	三重県自閉症・発達障害者支援センター	514-0818	三重県津市城山1-12-3	059-234-6527	059-234-6527
滋賀県	滋賀県自閉症・発達障害者支援センター いぶき	526-0043	滋賀県長浜市大茂亥町415-1	0749-65-2191	0749-65-2329
大阪府	大阪府発達障害者支援センター アクトおおさか	569-0077	大阪府高槻市野見町3-14 第2高谷ビル2F	072-662-0055	072-662-0056
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター クローバー	671-0122	兵庫県高砂市北浜町北脇519	0792-54-3601	0792-54-3403
奈良県	奈良県発達障害者支援センター でああ～	630-8424	奈良県奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内	0742-62-7746	0742-62-7747
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター ポラリス	641-0044	和歌山県和歌山市今福35-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200	073-413-3020
鳥取県	『エール』鳥取県自閉症・発達障害者支援センター	682-0854	鳥取県倉吉市みどり町3564-1 県立皆成学園内	0858-22-7208	0858-22-7209
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	703-8555	岡山県岡山市祇園地先	086-275-9277	086-275-9277
広島県	広島県発達障害者支援センター	739-0133	広島県東広島市八本松町米満461 社会福祉法人つづじウイング3F	082-497-0131	082-427-0280
山口県	山口県自閉症・発達障害者支援センター	753-0302	山口県山口市仁保中郷50	083-929-5012	083-929-5023
福岡県	福岡県発達障害者支援センター ゆう・もあ	825-0004	福岡県田川市大字夏吉4205-7	0947-46-9505	0947-46-9506
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター 結	841-0073	佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1	0942-81-5728	0942-81-5729
長崎県	長崎県発達障害者支援センター	854-0071	長崎県諫早市永昌東町24-3	0957-22-1802	0957-22-1812
熊本県	熊本県発達障害者支援センター	869-1217	熊本県菊池郡大津町森字中ノ切54-2	096-293-8189	096-293-8239
大分県	大分県発達障害者支援センター イコール	879-7304	大分県豊後大野市犬飼町大寒2149-1	097-586-8080	097-586-8071
宮崎県	宮崎県発達障害者支援センター	889-1601	宮崎県宮崎郡清武町大字木原4257-7	0985-85-7660	0985-85-7661
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	891-0175	鹿児島県鹿児島市板ヶ丘6丁目12番 鹿児島県児童総合相談センター内	099-264-3720	児童総合相談センター先期 099-264-3044
仙台市	仙台市発達相談支援センター アーチル	981-3133	宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1	022-375-0110	022-375-0142
横浜市	よこはま・自閉症支援室	224-0041	神奈川県横浜市都筑区仲町台1-231 ヒルトップス301	045-949-3744	045-949-3308
京都市	京都市発達障害者支援センター かがやき	602-8144	京都府京都市上京区丸太町通黒門東薬屋町536-1	075-841-0375	075-841-0381
大阪市	大阪市発達障害者支援センター エルムおおさか	547-0026	大阪府平野区喜連西6-255 大阪市心身障害者リハビリテーションセンター内	06-6797-6931	06-6797-6934
北九州市	北九州市自閉症・発達障害者支援センター	802-0803	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	093-922-5523	093-922-5523

No.	都道府県	グループ名	代表者名	〒	住所	Tel or Mail	Fax
1	北海道	ドンマイの会	村田 昌俊	070-0852	北海道旭川市住吉四条1-4-13	0166-53-0219	0166-53-0219
2	宮城県	みやぎ発達障害 サポートネット	伊藤あづさ	980-0824	宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘 1-3 2-101	090-1936-9748 mail:gon11201@ yahoo.co.jp	
3	茨城県	おたまじゃくし の会	増井 紀子	317-0072	茨城県日立市鹿島町1-14-7 永井ビル3F NPO法人アシタバ内	0294-25-0755	0294-25-0755
4	群馬県	びゅあクラブ	秋元				
5	埼玉県	NIJIの会		344-0038	埼玉県春日部市大沼5-7-2-102	090-6144-2793	
6	千葉県	WILLクラブ	坂本 秀美	260-0018	千葉市中央区院内1-2-7 日本自閉症協会千葉県支部	043-227-8565	042-227-8565
7	東京都	高機能自閉症・ アスペルガー部 会	尾崎 ミオ	162-0051	東京都新宿区西早稲田2-2-8 日本自閉症協会東京都支部	03-3232-6169	03-3232-6169
8	東京都	アスベの会・東 京	本多 ひとみ	104-8238	東京都中央区銀座5-15-1 SP231	as- tokyo@t.vodafo ne.ne.jp	090-6495-4017
9	神奈川県	神奈川県支部川崎 市支部横浜支部高 機能プロジェクト	小島 千洋	259-1316	神奈川県秦野市沼代新町9-1 山口一美様方	0463-88-4409	0463-88-4409
10	神奈川県		野尻 美夏		http://www5d.biglobe.ne.jp/ ~/yamabiko		
11	新潟県	NPO法人にいが た・オーディズ ム（スキップ）	角田 千里	950-0076	新潟県新潟市沼垂西3-3-22	025-249-7456	025-249-7456
12	福井県	福井アスベの会	清水 聡	910-1195	福井県吉田郡松岡町兼定島 4-1-1 福井県立大学	0776-61-6000 (内) 4318	0776-61-6016
13	山梨県	自由人	高見澤 馨	400-0073	山梨県甲府市湯村1-5-8 日本自閉症協会山梨県支部	055-251-0038	055-251-0036
14	静岡県	静岡県高機能部 事業「のびっこ」	渡辺 和明		http://www.ei-21.com/ asj-shizuoka/	nabe@cup.com	
15	愛知県	愛知県支部高機 能部	濱田 徹哉	460-0013	名古屋市中区上前津14-25-202 自閉症協会愛知県支部	052-323-0298	052-323-0298
16	愛知県	NPO法人アスベ ・エルデの会	辻井 正次	452-0821	名古屋市西区上小田井2丁目 メゾンドボヌー小田井201号室 http://www.as-japan.jp/	info-k@as-japan. jp	052-505-5000
17	和歌山県	アスベの会	大和 典子		http://www.jtw.zaq.jp/asuhe	chibi-chibi- q@jtw.zaq.ne.jp	

No.	都道府県	グループ名	代表者名	〒	住所	Tel or Mail	Fax
18	滋賀県	コクーンクラブ			http://www.cocoon-club.org/	info@cocoon-club.org	
21	奈良県	アスカ	池田 夕紀子	639-2312	奈良県御所市櫛羅2070-4	spectrum-asuka2004@yahoo.co.jp	
20	大阪府	高機能部	井上	558-0004	大阪府大阪市住吉区长居東3-15-3-101 日本自閉症協会大阪府支部	06-6694-0084	06-6694-0084
21	兵庫県	ピュアコスモ	久村 恵美		http://www5f.biglobe.ne.jp/~h-hfpdd/index.html	purecosmo@jtk.zaq.ne.jp	078-882-4465
22	鳥取県	いるかの会	西村 三津子	680-0841	鳥取県鳥取市吉方温泉3-701 小規模作業所喫茶シンフォニー 9:30~15:00 日火休	0857-23-3673	0857-23-3673
23	岡山県	アリスの会	伊丹 英徳		http://homepage2.nifty.com/oyanokai	oyanokai.okayama@nifty.com	
24	広島県	ぱれっと			http://hituji.com/palette/index.htm		
25	山口県	山口県アスベの会	榊井 はるみ	753-8513	山口県山口市吉田1677-1 山口大学教育学部木谷研究室	083-933-5464	083-933-5464
26	愛媛県	ダンボクラブ	山内 正治	790-0011	愛媛県松山市千舟町8-72-1-404	089-943-5260	089-943-5260
27	徳島県	日本自閉症協会 徳島県支部 高機能部会	浜田 正子	770-0942	徳島県徳島市昭和町5-5-1 徳島中央児童相談所内	088-622-2205	
28	高知県	クローバー	秋田 智恵子	785-0174	高知県須崎市浦ノ内下中山160	088-856-3653	088-856-3653
29	長崎県	自閉症協会長崎 県支部高機能部	岩永 竜一郎	852-8520	長崎市坂本1-7-1 長崎大学医学部保健学科内	095-849-7993	095-849-7993
30	佐賀県	バンビの会アイ ンシュタインク ラブ			http://www2.saganet.ne.jp/autism/	autism@star.saganet.ne.jp	
31	熊本県	コスモス		862-0976	熊本県熊本市九品寺1-17-9 (財)熊本県労働会館3F 日本自閉症協会熊本県支部	096-375-8228	096-214-8355
32	鹿児島県	つぼみ学級	吉田 光一	890-0084	鹿児島県鹿児島市郡元町1-14-8-201	099-255-1108	099-255-1108
33	沖縄県	日本自閉症協会 沖縄県支部 高機能部会		903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター	098-877-0840	

あとがき

日本自閉症協会が高機能支援事業実行委員会を設置し、高機能自閉症やアスペルガー症候群などの高機能広汎性発達障害の子どもや青年たちへの支援事業を始めて6年目になります。6年前に比べて全国各地に多くのグループがあり、私が把握するだけでもその数は50グループを超える勢いです。そして、今もグループを立ち上げようと準備を進めている人々がいるのが現状です。それらのグループや個人の多くは、先駆的な取り組みを始めたグループをモデルにしながら、運営方法やシステムについてそれぞれの地域の実状に沿った活動を模索していることが推測されます。

実際に、グループの活動は立ち上げの初期から完璧に進むというわけではありません。むしろ、活動を展開しながら軌道修正を迫られることが多く、それぞれの地域やメンバーの状況・専門家との関わり・運営スタッフとグループメンバーとの関わり・支援ボランティアの育成など、いくつかの点で常に実態に応じて軌道修正を行っていく必要があります。

そして、何よりも忘れてならないのは、中心となる子どものニーズにあった活動プログラムが設定できるかどうかということです。今年度の自閉症スペクトラムへの支援ネットワーク推進事業の目的としては、これまで進めてきた各地域のグループ活動内容の交流や各地域ごとのネットワーク会議で検討された内容を確認し、基本となる支援体制やグループ活動のあり方、あるいは具体的な運営方法などを情報として共有しようということを中心に進めることにしました。そして、その目的を達成するためにこれまで6年間にわたって進めてきた高機能支援事業をベースとして、グループの運営マニュアルを作成しました。

昨年4月の発達障害者支援法の施行後、日本各地では発達障害者支援体制整備検討委員会が発足し、医療・福祉・保健・教育・家族ら関係者が集い、家族や当事者支援に向けた支援体制や支援のあり方が検討され始めています。私たちはこの機会を捉え、高機能自閉症やアスペルガー症候群の人たちが持つ多様な支援ニーズを整理し、関係機関に理解を求めていく必要性を強く感じています。実際に数多くの深刻で困窮した人々からの相談に対応する中で、これらの人々を支援する手がかりとして、支援機関や発達支援専門家の充実やレベルアップとともに当事者や家族を中心とした自助グループの存在が大きな力となることが分かってきました。特に学童期や思春期以降に問題が顕在化したケースについては、その相談機関が少ないことから、親の会へのアクセスが多く、それを契機に発達障害者支援センターや医療機関に繋ぐことも少なくはないです。

自閉症スペクトラムへの支援ネットワーク推進事業を進めることによって、全国各地に高機能自閉症やアスペルガー症候群の子どもや青年、あるいはその家族を支えることができるグループが増え、そのグループにアクセスすることによって本人や家族が地域の中で孤立した状態から抜けだし、具体的な支援を求め歩み出すきっかけを掴んでいくことを心から願っています。

自閉症スペクトラムへの支援ネットワーク推進事業 企画委員 村田昌俊

企画委員

- 伊丹英徳 (日本自閉症協会岡山県支部)
伊藤あづさ (日本自閉症協会宮城県支部)
伊藤兼重 (NPO法人アスペ・エルデの会)
江口寧子 (日本自閉症協会佐賀県支部)
大野留美 (日本自閉症協会千葉県支部)
岡田稔久 (日本自閉症協会熊本県支部)
尾崎ミオ (日本自閉症協会東京都支部)
白石雅一 (宮城学院女子大学)
齊藤真善 (北海道教育大学)
村田昌俊 (日本自閉症協会北海道支部)

事務局

- 田中奈緒子 (日本自閉症協会)

2006年3月20日発行

社団法人 日本自閉症協会

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 6F

電話 03-3545-3380 FAX 03-3545-3381 E-mail : asj@autism.or.jp

URL <http://www.autism.or.jp/>